2.6　同等物（第4規則）

この船舶は、船舶に取り付けられるいずれかの取付け物、材料、器具若しくは装置又は他の手続、代替燃料油若しくは遵守の方法をこの附属書の要求するものの代替物として使用することを認められている。

装置又は設備	使用される同等物	承認の識別符号

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。

……において発給した。

（記録の発給の場所）

……

（記録の発給について正当に権限を与えられた職員の署名）

（発給の日）

（必要に応じて、当局の印章）

付録Ⅱ　試験サイクル及び重み付け係数（第十三規則）

次の試験サイクル及び重み付け係数は、船舶用ディーゼル機関が条約附属書Ⅵ第十三規則に定める窒素酸化物の排出量の範囲に適合していることを二千八年に改正された窒素酸化物に関する技術規則に定める試験方法及び測定方法を用いて確認するために適用する。

.1　推進用のディーゼル発電機を含む船舶の主推進用の定回転の船舶用機関については、E2型試験サイクルを適用する。

.2　制御可能なピッチプロペラ装置については、E2型試験サイクルを適用する。

.3　プロペラ則に従って運転される主機関及び補助機関については、E3型試験サイクルを適用する。

.4　定回転の補助機関については、D2型試験サイクルを適用する。

.5　速度及び出力が変化する補助機関であって、.1から.4までに該当しないものについては、C1型試験サイクルを適用する。

「定回転の主推進機関」用試験サイクルの適用（推進用のディーゼル発電機及びすべての制御可能なピッチプロペラ装置を含む。）

E2型試験サイクル		
速度	100%	100%
出力	100%	75%
重み付け係数	0.2	0.5

「プロペラ則に従って運転される主機関及び補助機関」用試験サイクルの適用

E3型試験サイクル					
速度	100%	91%	80%	63%	
出力	100%	75%	50%	25%	
重み付け係数	0.2	0.5	0.15	0.15	

「定回転の補助機関」用試験サイクルの適用

D2型試験サイクル					
速度	100%	100%	100%	100%	100%
出力	100%	75%	50%	25%	10%
重み付け係数	0.05	0.25	0.3	0.3	0.1

「速度及び出力が変化する補助機関」用試験サイクルの適用

C1型試験サイクル		定格				中間		アイドリング
速度		100%	75%	50%	10%	100%	75%	50%	0%
トルク		100%	75%	50%	10%	100%	75%	50%	0%
重み付け係数	0.15	0.15	0.15	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.15

第十三規則5.1.1の規定に従って認証される機関の場合には、各モード点における特定の排出は、次の場合を除くほか、適用される窒素酸化物排出限度の五十パーセントを超えてはならない。

.1　D2試験サイクルにおける十パーセントモード点

.2　C1試験サイクルにおける十パーセントモード点

.3　C1試験サイクルにおけるアイドリングモード点

付録Ⅲ　排出規制海域の指定のための基準及び手続（第十三規則6及び第十四規則3）

1　目的

1.1　この付録は、排出規制海域を指定するための提案を締約国が作成し、及び提出するための基準及び手続を定め、並びに国際海事機関による当該提案の評価において考慮される要素を定めることを目的とする。

1.2　海洋を航行する船舶からの窒素酸化物、硫黄酸化物及び粒子状物質の排出は、全世界の都市及び沿岸地域における大気汚染の濃度に影響を与える。大気汚染に伴う公衆衛生及び環境に対する悪影響には、短命、心肺疾患、肺がん、慢性呼吸器系疾患、酸性化及び富栄養化が含まれる。

1.3　排出規制海域については、船舶からの窒素酸化物又は硫黄酸化物及び粒子状物質又はこれらの三の種類のすべての排出（以下「排出」という。）による大気汚染を防止し、軽減し、及び規制することについての裏付けられた必要性によって支持された場合には、国際海事機関による採択のために検討が行われなければならない。

2　排出規制海域を指定するための過程

2.1　国際海事機関への窒素酸化物又は硫黄酸化物及び粒子状物質又はこれらの三の種類のすべての排出についての排出規制海域を指定するための提案は、締約国のみが提出することができる。二以上の締約国が特定の海域に共通の関心を有する場合には、これらの締約国は、共同提案を作成すべきである。

2.2　いずれかの海域を排出規制海域として指定するための提案は、国際海事機関が作成する規則及び手続に従って同機関に提出されるべきである。

3　排出規制海域を指定するための基準

3.1　提案には、次の事項を含む。

.1　適用する対象として提案する海域の明確な設定であって、当該海域が示す海図を参照のために付したもの

.2　規制が提案される排出の種類（例えば、窒素酸化物又は硫黄酸化物及び粒子状物質又はこれらの三の種類のすべての排出）

.3　船舶からの排出の影響による危険にさらされている住民及び環境地域についての説明

.4　適用する対象として提案する海域において航行する船舶からの排出が大気汚染の濃度を増大させること又は環境に悪影響を及ぼすことについての評価。この評価には、適当な場合には、排出による人の健康及び環境への影響（陸上生態系及び水界生態系、自然の生産性の地域、危機的な状態にある生息地、水質、人の健康並びに文化的及び科学的に重要な地域への悪影響等）についての説明を含む。使用された方法等関連情報の出所は、特定する。